

随意契約理由

令和6年(2024年)8月1日

契約担当課名	魅力文化創造課
発注担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「星空ファミリーコンサート」演奏等業務委託
契約内容	服部緑地野外音楽堂で実施するクラシックコンサート
契約締結日	令和6年8月1日
及び契約期間	令和6年8月1日から令和6年8月25日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6階)
契約金額	8,455,106円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>「音楽あふれるまち豊中」の取組みとして、子どもから大人まで誰でも気軽に本格的なフルオーケストラのクラシックの生演奏を体感していただく機会を設けるため、野外でコンサートを実施するが、本市で野外コンサートができる会場は服部緑地野外音楽堂のみである。</p> <p>同会場で実施するためには、バックヤードとして隣接するセンチュリーオーケストラハウスを活用する必要があることから、同施設を本拠地にプロの交響楽団として活動しているのは、公益財団法人日本センチュリー交響楽団であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>